

## 各会計予算特別委員会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和2年3月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 3号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第 3 議案第 7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第21号 令和2年度羽幌町一般会計予算
- 第 8 議案第22号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第23号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第24号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第11 議案第25号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第26号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第13 議案第27号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第14 議案第28号 令和2年度羽幌町水道事業会計予算

### ○出席委員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

### ○欠席委員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君

会計管理者	熊木良美君
総務課長 兼電算共同化 推進室長	敦賀哲也君
総務課総務係長	山田太志君
総務課職員係長	門間憲一君
総務課 情報管理係長	村上達君
総務課 電算共同化 推進室長 電算管理係長	葛西健二君
地域振興課長	清水聡志君
地域振興課 政策推進係長	佐々木慎也君
地域振興課 広報広聴係長	嶋元貴史君
財務課長 兼管財係長	大平良治君
財務課財政係長	金丸貴典君
財務課税務係長	山川恵生君
町民課長 兼住宅係長	宮崎寧大君
町民課 総合受付係長	高本勇一君
町民課 町民生活係長	道端篤志君
町民課 環境衛生係長	田中康裕君
町民課 住宅係主査	西山卓君
町民課 環境衛生係主査	石郷岡卓哉君
福祉課長	木村和美君
福祉課 社会福祉係長	竹内雅彦君
福祉課子ども係長	木村謙彦君
福祉課 国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	鈴木繁君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹 兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課 介護保険係長	藤井延佳君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	大西将樹君
健康支援課 地域包括支援 センター係長	
健康支援課 保健係主査	清水雅代君
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師 兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師 兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課主幹 兼地籍調査係長	上田章裕君
建設課管理係長	宇野延仁君
建設課 土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課 主任技師 兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課 管理係長	越谷弘和君
上下水道課 業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	伊藤雅紀君
農林水産課 農政係長	更科信輔君
農林水産課 水産林務係長	木村康治君
農林水産課 水産林務係主査	藤田俊悟君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課 観光振興係長	富樫潤君

商工観光課	高野正晃君
商工労働係長	熊谷裕治君
焼尻支所長	酒井峰高君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	近藤優樹君
学校管理課 総務係長	蟻戸貴之君
学校管理課 学校教育係長	宮嶋真奈美君
学校管理課 学校教育係主査	井上  顕君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	高橋  司君
社会教育課 社会教育係長	春日井 寿美子君
社会教育課 図書係長	近藤 健弘君
社会教育課 体育振興係主査	佐々木 公大君
学校給食 センター主査	伊藤 雅紀君
農業委員会 事務局長	敦賀 哲也君
選挙管理委員会 事務局長	村上  達君
選挙管理委員会 総務係長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	杉野  浩君
書  記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○小寺委員長 ただいまから昨日に引き続き羽幌町各会計予算特別委員会を開きます。  
本日の欠席届け並びに遅刻届けはありません。

(開議 午前10時00分)

◎議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第12号  
議案第13号、議案第21号～議案第28号

○小寺委員長 昨日は各会計予算の内容審査まで終わりましたので、続いて予算関連議案及び各会計予算それぞれの議案審議をいたします。なお、予算については一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計とも歳入歳出、継続費、債務負担行為、地方債ほかそれぞれ一括して質疑を受け、討論、採決の順に従い審議を進めることとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って審議を進めることに決定いたしました。

それでは、予算関連議案の審議に入ります。

議案第1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○阿部委員 それでは、質問をさせていただきます。

今回条例改正によって18名から20名に2名増員するということですがけれども、どういった団体であったり、どういった方が新たに加わるのかお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

その防災会議についてちょっとご説明させていただきたいのですけれども、まず防災会議につきましては町長を会長といたしまして、災害対策基本法の規定に基づき、本条例に規定する者を委員として組織するものでありまして、町における災害に関する基本方針だとか計画を作成し、その実施の推進を図る組織となっています。その計画におきまして、新たな課題となっております災害ボランティアセンターの設置も含めた様々な計画を推進するため、今回その構成員としまして関係団体に委嘱できるよう、現在定数いっぱいの状態でありますので、その定数の上限を改正するものであり、町長が必要に応じて関係者に対し委嘱できるように改正するというものでございます。

それで、今段階で想定している団体につきましては、計画に掲載されております社会福祉協議会を委員に追加することを考えておりまして、また今後必要に応じて地域防災計画に定義されている組織の方を委嘱することができるように定数の上限を2名増としているというものでございます。

以上です。

○小寺委員長 4番、阿部和也君。

○阿部委員 ボランティアセンター等を設置するために社協の方ということですが、この18名から20名という新たに増員するという中で、例えばこれは18名の中で入替えとか、そういう人数を増やさないで入れ替えるということではできないのかどうかお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

基本的にその条例に規定されている委員さんに対して委嘱するというふうになっておりますので、今現在は必要な方を委嘱しているということですので、その方を除いて新たな方を入れるということにはならないということで、新たに追加をしなければならないという形になります。

○小寺委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 これについては当然のことかと思えます。ボランティアセンターを災害時に設置するための準備という部分にもなってくるかと思えますけれども、新たにこうして追加することによって、今後災害時にボランティアセンターを設置するに当たっていろいろと準備もいろいろなボランティアセンター設置に向けた資材とか備品等、当然増やしていかなければならないのかなとも思いますが、その辺も含めて考えてのということでしょうかお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

防災計画に載っているそういう今委員おっしゃられた内容につきましても、併せて継続してもちろん協議していくということになると思えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○小寺委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 阿部委員の関連ということで、同じ質問をさせていただきます。

まず、これまで当初つくった条例が昭和38年ということで平成、途中で1回改正になっておりますが、人口世帯が当初の防災会議の設置した状況から相当数減っております。数字は言いませんけれども、その間に今課長から説明がありましたが、社会福祉協議会のもう既にできているはずなので、なぜ今回やるのか、これまでやらなかったのか、その理由ちょっと、増員しなかったのか、幾らでもチャンスはあったはずだし、災害時においては重要であれば即増員すべきだったと私は思いますが、それはどういうふうに捉えているかお聞きします、まず。

○小寺委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも触れさせていただいたのですけれども、新たな課題となってき

ております災害ボランティアセンターの設置というものが出てきましたので、その中心的な役割を担っていただくという部分での社会福祉協議会に今回新たに委員として委嘱をしたいということで考えているということでございます。

○小寺委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 それはそれで、だから分かるのです。そういう災害ボランティアセンターの人を羽幌町防災会議のメンバーとして入れたいと。ただ、今までそれも入れていなかった、今回入れる、それはそれでいいとしても、このメンバー27人と、昨日私の予算委員会での質問のときに27名体制ということと言われていまして、今阿部委員も18名というのはこの防災条例の中の第3条第5項の1号から9号の中の6項にある前項1号、第2号、第7号、第18号の委員は18名で、ほかの委員はそれぞればらばらという形で配置されるといっていると思うのです。ですから、この27名の中で十分やりくりできるのかなと私は思います。なぜかというと、人数を増やただけで、そうしたらそれが30名になった、40名になったからって危機管理上、逆に言うと私は人数を増やせばいいというものでもないし、逆にその中でやりくりして、人口が減っている、世帯も減っているわけですから、十分対応可能だと私は思うのですが、そういう認識というか、お考えはなかったのですか。

○小寺委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時11分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

駒井町長。

○駒井町長 逢坂委員のご意見に対して答弁をさせていただきたいと思います。

現在申し上げておることは、羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例ということで、現在3条第6項中の18名を20名に改めたいという議案の提案でございます。その中で18名で回せるのでないかという委員からのご指摘をいただきましたが……

(何事か呼ぶ者あり)

○駒井町長 違いましたか。

○逢坂委員 防災会議の全体で……

(何事か呼ぶ者あり)

○駒井町長 ということでございましたが、全体としては27番の団体までおりまして、現在社会の情勢といいますか、近年の災害の大きさ、それからボランティアの助けの重要性を鑑みまして、ボランティアセンターを入れることとするために2名、2枠を増やして20名とすることでご理解をいただければと思います。

○小寺委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 いや、私、そうしたらもう一回きちっと聞きます。

第3条第5項、委員は次に掲げる者をもって当てると。これ条文の中には、この改正条文の中にはないのですが、1号から9号までであるのです、条文の中に。これ防災会議の関連ですから問題ないと思うのですが、その1号から今現在9号あって、27名の配置人員ちょっと教えてください。

○小寺委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

今構成員になっている方を全て話をとということですよ。

○逢坂委員 はい、そうです。

○敦賀総務課長 まず、第1号に該当する方ということで、北海道開発局留萌開発建設部……

○逢坂委員 人数だけでいいです。

○敦賀総務課長 人数だけでいいですか。第1号につきましては3名、第2号は3名、第3号は1名、第4号は1名、第5号は1名、第6号は5名、第7号が11名、第8号が1名、第9号が1名の合計27名となっております。

以上です。

○小寺委員長 まず、逢坂委員、挙手をしてから発言のほうを、途中で発言ではなくて挙手をした段階で発言のほうをよろしく願います。

逢坂委員。

○逢坂委員 1号から9号まで27名体制ということでございます。今回新たにボランティアセンターの方2名ということで、入れたいということで27名から29名に私はなるのかなというふうに思います。

ただ、この7号の中に町長が指定する関係指定機関及び関係指定地方公共機関の職員及び公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命するという、これは柔軟なところで11名の今任命されているわけですけれども、ここの部分でも十分2名を入れられるのかなというふうに思いますし、あと1号でも十分3名のうちに1名ずつ、2名でもいい、できるわけですから、その辺の柔軟性は私はできるのかなというふうに実は思っています。

なぜかという、防災会議というのは実を言うと私も消防長時代4年間一回もこの会議開かれていないのです。重要性がないとは言いませんけれども、大変重要なものだとは思っていますけれども、そういう機関でありながらなかなか開催がなされていない、この会議自体に対して新たに加えるのもまた結構かもしれませんけれども、私は人口体制、先ほど町長から災害も増えてきたというふうな話もされておりますが、災害につきましてはもう阪神淡路大震災あるいは東日本大震災もあって、様々な災害が近年はあったわけで、その間何もされなかった、人数を増やさなかった。であれば、その時点で早めにそんなに例えば危機を持っているのであれば、この防災会議に対する危機を持っているのであれば、



その時点で私は改正すべきだな、今だからなぜするのかなという疑問が一つあるので、そういうことも含めて質問したわけでございます。

質問はそれで終わります。答弁はいいです。

○小寺委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

逢坂委員。

○逢坂委員 羽幌町防災会議の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をしたいと思います。

平成30年10月23日に開催した羽幌町防災計画調査特別委員会において、羽幌町地域防災計画の一部改正の説明が行われました。その中でも防災会議の委員増員については一切触れておりません。また、これまで様々な委員会、常任委員会を開催した中でも議会には全く何の話もなく、今回唐突に防災会議の委員を2名増するという条例が提案されたわけですが、私は2人増やしてもどの部分がどのように防災会議の充実、強化につながるのか全く理解できません。さらに、危機管理上の観点から見ても委員数を増やすだけでどれだけの効果があるのか疑問でもあります。また、近年の人口減少を考えると逆に少なくすることも考えるべきだと思いますし、増やしてそのやれる範囲が特段に変わるとは思いませんし、さらに緊急時には即時に災害対策本部が設置され、それに対処することができます。ですから、現状の27名体制で十分対応可能であると考えことから、この改正条例に対する私の反対討論といたします。

○小寺委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部和也君。

○阿部委員 災害発生時にボランティアセンターを設置した際、その中心を担うのが社協だと私は思っております。今後の羽幌町の防災の強化であったり、また災害時の対応という面で社協が加わることは私は賛成いたします。

○小寺委員長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 それでは、討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○小寺委員長 起立多数であります。

したがって、議案第1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、予算審議に入ります。

議案第21号 令和2年度羽幌町一般会計予算について、歳入歳出、継続費、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。  
これから議案第21号を採決します。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第21号 令和2年度羽幌町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。  
これから議案第22号を採決します。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第23号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。  
これから議案第23号を採決します。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第23号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算は原案のと

おり可決することに決定しました。

議案第24号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出、債務負担行為ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第27号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号 令和2年度羽幌町水道事業会計予算について、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和2年度羽幌町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本特別委員会に付託された議案の審査は全て終了されました。付託された案件は、全て原案どおり可決と決定した旨、本会議に報告することといたします。

#### ◎町長挨拶

○小寺委員長 町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

駒井町長。

○駒井町長 予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

小寺委員長を初め委員の皆様におかれましては、提案いたしました案件につきまして熱心にご審議をいただき、ご決定賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。本委員会における内容審査はもとより、委員の皆様が日頃から感じられている町への思いなどもこの予算審議を通してご教示いただいたものと思っております。我が町においても少子高齢化、人口減少が進んでいる状況ではありますが、安心、安全で住みよい魅力と活力のある町をつくっていくため、頂いたご意見、ご提言を各施策に生かしてまいりたいと思う次第であります。新年度は、第7次となります総合振興計画の策定に着手いたします。町民の皆様の声聞き、町の進むべき方向性を再確認しながら、信頼される行政を目指して一生懸命邁進してまいりたいと考えております。議員の皆様方には、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。予算特別委員会終了に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

#### ◎閉会の宣告

○小寺委員長 以上をもちまして羽幌町各会計予算特別委員会を閉会いたします。

(閉会 午前10時34分)

#### ◎委員長挨拶

○小寺委員長 令和2年度予算特別委員会閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には3日間にわたり熱心な審議をいただき、厚くお礼申し上げます。町民から負託を受けた私たち委員が、今回の熱心な質疑を通して町民の疑問や思いが行政側に少なからず伝わったことと思います。委員の皆様は御存じのこととは思いますが、予算審議だけが委員にとって重要なのではなく、これから各事業が町や町民にとって効果的でさらによいものになるように1年を通じて見届けなくてはなりません。そして、来年の決算委員会において今回の予算が適正に執行され、行政効果や経済効果を上げたかどうか等の観点から評価するまで行政と町民をつなぐ役割をしっかりと果たし、行政とともに同じ方向を向いてよい町にしていくためにもさらなる議論を深めていきたいものです。また、理事者及び説明員の皆様におかれましては、これからの羽幌町や町民の思いを形にするべく昨年からの準備をし、新年度に向けた予算要求、査定を経て今回の予算特別委員会で予算が審議されました。たくさんの職員が関わり、大変な苦労や様々な葛藤もあったことと思います。本委員会では意見の相違がある場合でも、またどんな質問に対してでも何度も分かりやすく丁寧な答弁や説明をしてくださり、本当にありがとうございました。私たち委員とのやり取りを通じて町民の悩みや願いが今後につながるものと信じております。ぜひ今日ここにいない職員にも伝えてほしいと思います。不慣れな進行ではありましたが、委員、理事者、説明員の皆様方の円滑な進行や運営へのご協力をいただいたことで予算特別委員会に付託された議案審査を全て終了することができました。改めて心からお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。長時間にわたり審議をいただき、本当にありがとうご

ございました。